

SNS を適法に利用するために ～著作権との関係から

NPO 著作権教育フォーラム
大貫 恵理子

1. はじめに

コミュニケーションのツールは、技術の発展に伴い多様になりました。特にウェブを使ったコミュニケーションや情報発信は、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)として従来の通信手段をはるかにしのいで普及しています。今回はこの SNS とそこでやり取りされる「著作物」の関係について、整理してみたいと思います。

2. それぞれの定義

(1) SNS とは何か

まず、本題に入る前に「SNS」といわれるサービスがどのようなコンセプトのものか、ということを確認しておきましょう。

日常的に利用しているので、LINE をはじめとして mixi, Facebook, Twitter 等具体的なサービス名を思い浮かべることができると思います。

SNS の定義については、いくつかありますが¹⁾、特徴はつぎの4点にあるといえるでしょう。

- ① ウェブベースのサービスであること。
- ② 社会的なつながり (Social networking) を構築できるサービスであること。
- ③ サービスの主眼が人間関係(コミュニティ)の形成であること。
- ④ 個人間は趣味嗜好, 出身校など共通の項目によってつながっていること。

従って、ウェブ上で全く面識のない同好の氏が集まって、結果として一つのコミュニティを形成する場合もあるでしょうし、現実のつながりをそのままウェブ上に形成する場合もあります。例えば、コミュニケーションのツールとして LINE を使用している場合であっても、クラスメイトとか部活の仲間とか、特定のコミュニティでのやり取りをウェブ上に展開している、というわけです。

YouTube やニコニコ動画等は③人間関係の形成

が主眼ではないですが、SNS の外側にあるソーシャルサービスと位置付けることができるでしょう。

(2) 著作物・著作者・著作権

次に「著作物」についての定義です。こちらは「著作権法」という法律に基づいた権利ですから、きちんと定義があります。

著作物とは「思想感情を創作的に表現したもの」であり、著作物を創作した人が著作者²⁾、著作者の持つ独占的排他的許諾権と創作者の人格にかかわる権利が著作権³⁾という権利として規定されています。

端的に言えば、思想感情=自分の意見を、創作的に=自分らしく、表現した=他人に分かる形であらわしたもの⁴⁾、ですから、データや事実の叙述以外は全て著作物ということが出来ます。メールに書いた文章も、友達のおしゃべりも全て「著作物」なのです。

著作物の利用は公表された著作物に限られ、利用の諾否を決定できるのは、著作物の創作者たる著作者です。複製という利用に対しては複製権、上映という利用なら上映権というようにその利用毎に諾否を決定する権利(許諾権)を総称して著作権といえます。但し、著作物の利用の中でも、著作物そのものに手を加えるような利用(翻案権)の場合には、さらに著作者の「意に反さない」という条件が付されません。著作物は「思想感情を表現したもの」ですから、利用形態によっては、著作者自身の人格を侵害する恐れがあるからです。そこで、そもそも公表するか否か(公表権)・表示の有無を含む氏名表示の条件(氏名表示権)については、著作者のみが決定でき、公表した著作物の利用(著作権)について、自分の名誉声望を傷つけられるような改変には異議を申し立てることができる(同一性保持権)という3つの権利を著作者人格権として規定しています。

以上簡単に SNS に特徴的な条件と、著作権法の

基本的な知識について確認したところで、では実際にこの二者がどのようにつながっているか、ということを考えてみましょう。

3. SNS と著作権

(1) “公衆”送信

SNS が①ウェブベースのサービスであるということから、そこでやり取りされる著作物(個人の発言を含む)は著作権法的には「公衆送信」されている、ということが出来ます。

「公衆送信」とは文字通り、公衆に向けた送信ということです。具体的にはウェブへのアップロード⁵⁾や、ウェブ配信、テレビやラジオの放送・CATVでの放送等を行うことです。「公衆」というと一般的には不特定多数を指すように思われますが、著作権法では「特定少数以外」は全て公衆とされています。私的使用の範囲とされる「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内⁶⁾において使用することを目的とするとき」以外は全て公衆なのです。

ところが、④共通項によるつながりということから、共通の話題は“仲間意識”の感覚をもたらすと考えられます。知り合い、身内という感覚です。つまり、見ず知らずの相手が共通の話題だけで、そのウェブ上においてだけ親しいコミュニティの一員となるわけです。ここに「公衆」という概念が重要になってきます。

(2) 複製

SNS の特徴である②社会的つながりの形成は、既存のつながりをそのまま WEB に持ち込んだ場合と、新たに④によって構築される場合があります。そのどちらもが、核となる情報が相互に提供されることで構築されると考えられます。この情報の提供を WEB 上で行うためには、発言にしる動画にしるコピーしてアップロードするわけです。つまり「複製」が発生します。また、ダウンロードも複製に該当します。

(3) 著作物利用の原則

著作権は著作(権)者⁷⁾の独占的排他的権利ですから、他人の著作物を利用する場合には、原則著作(権)者の許諾が必要となります。但し、利用の仕方によっては著作権が制限される場合があります⁸⁾。例えば、

個人的に楽しむ場合の複製(私的使用)や授業で用いる教材の複製、“引用”、ネットオークションでの商品画像掲載等がありますが、いずれも権利者の権利を不当に害さない等非常に厳格な条件が付されています。

もともと、著作権は著作者の死後 50 年、映像(映画の著作物)は公開から 70 年を経れば原則保護期間消滅⁹⁾となりますので、保護期間満了のものについては、自由に使って問題ありません。

4. 具体的な問題

以上の点を踏まえて、SNS の使い方を振り返ってみます。

(1) “公衆”か“私的使用”か

LINE に代表されるコミュニケーションツールの場合、お互いのチャットのほか動画や写真など他人の著作物も送信することができます。また、リツイートのように他人の発言をそのまま引用することもあります。これらの行為はみな他人の著作物の複製及び公衆送信を行っているわけですから、本来ならば許諾が必要な行為です。

但し 1 対 1 でのやり取りの場合ですと、“公衆”には当たりませんから、問題ない行為です。自分のブログに好きなアーティストの歌詞や写真を載せたりするのは、誰でも閲覧できる = 公衆への送信になりますが、一人の友人へのメールに写真を添付するのは、特定少数宛で問題がないのと同じです。

ところが、コミュニケーションツールの機能として「グループ」でのやり取りを行う場合は、1 対 N の対応となり、動画や楽曲の添付などは著作権法上問題のある行為となります。同じ趣味嗜好を持つ“仲間”であっても、それだけでは公衆とみなされるわけです。

では、A から B へ 1 対 1 対応で送付した動画や写真を、B が他の人へ転送する場合はどうでしょうか。これは A は B に送ったのであり、B の転送行為は目的外の複製となりますから、B が著作権侵害となる可能性が高くなります。

また、これはあくまで自分で楽しむためという私的使用の範囲なのであって、業務に使う資料を送ったり、B の判断で業務に使用したりする場合は違法となります。会議や打ち合わせで利用する場合は、

特に注意が必要だということです。

(2) 著作権の制限に該当するか

著作権法には、一定の条件を満たせば、権利者に無断で使用できる定め(著作権の制限規定)があります。その規定に該当するような利用であれば、問題はありませぬ。SNSで該当するのは「引用」¹⁰⁾とネットオークション関連¹¹⁾でしょうか。

既公表の他者の著作物は「引用の目的上正当な範囲」であるならば、権利者に無許諾で利用することができますと定めています。著作権法の引用は、著作物を限定していませんので、文章のみならず音楽や映像、絵画なども引用することができます。但し、次の4つの条件を順守しなければなりません。

- ①明瞭区分性：引用部分をはっきり区別する
- ②主従関係：自分の意見が主で引用はその補足
- ③必要最低限：必要な部分のみ改変せず用いる
- ④出典明示：引用元を記載する

この要件を満たせるのであれば、1対Nの場合であっても、著作権侵害とはなりません。他人の著作物を取り上げるときには、引用を視野に入れるとよいと思います。もちろん「この曲が好き」という単純な理由ではだめです。

WEB上で商品を譲渡、貸与する際、商品確認のため画像の掲載が不可欠だと思います。このような掲載の場合は画像のサイズを小さくしたり、一定以下の画素数にするなどの措置を講じれば自由にできます。

著作権法は、権利者の告訴を必要とする親告罪ですが、一部非親告罪も規定されています。分かっているながら海賊版を頒布する行為や、楽曲や映画など市販(ネット販売含む)されている著作物を無許諾でアップロード・ダウンロードする行為などが該当しますので注意してください。

ではリツイートはどうでしょう。リツイートは他人の発言をそのまま複製し、公衆送信する行為です。著作物は「思想感情を創作的に表現したもの」ですから、「(場所)なう」というような呟きは、事実の叙述であり、リツイートするのは問題ないでしょう。また本人が拡散希望などといった場合は、複製等に関して著作権者が許諾しているとみなせますので、こちらは大丈夫です。しかし、それ以外は字数制限があるSNSですと、なぜその発言をリツイートし

たのかという自分の主張を記述することが困難ですから、著作権法の引用の要件を満たすことができません。つまり権利侵害です。

(3) 利用規約

しかし、ここでもう一つ確認しなければならないことがあります。「利用規約」です。

どのようなサービスであっても、利用規約というものがある。利用開始時にその規約に同意しなければ、サービスを利用できません。利用規約に他人の著作物の扱いについて(あるいはユーザーの権利・使用条件など)記載があればそれに従うことになります。

多くのSNSの利用規約は、ユーザーの発言、投稿などについてはユーザーの責任であり、サービス提供者は免責される旨が明記されています。加えてそのインターフェイス(API)を使用して行われる発言投稿等については当該SNS及び利用者に対して相互に利用許諾する旨の記載が多く見受けられます¹²⁾。

Twitterのリツイートについても同様で、TwitterのAPI上の発言投稿については相互利用(リツイートされる)を予め了解しているということになります。引用の要件は満たせていないかもしれないけれど、著作者=発言者からの黙示の承諾を得ているから問題ないと解せるわけです。

以上のように著作物の利用にあたっては、著作権法の規定はもちろんですが、SNSの利用規約を確認することも大切になります。

(4) 契約

規約と同じようなものですが、著作者によって使用条件を付されている著作物の場合があります。クリエイティブ・コモンズ(CC)¹³⁾や自由利用マーク¹⁴⁾に代表される、予め条件を公開しているものです。これに従えば権利者とのコンタクトは必要ないですから、ある意味利用の自由度は高いものになります。

アプリなどのソフトウェアやフォントなどでは、フリーソフトウェアやオープンソースの概念に従って作成されているものもあります。これらは開発に当たって予め利用や改変について承諾することが条件となっています。このような著作物であれば、自由に使うことはできるでしょう。

(5) その他

著作権ではありませんが、自分を含め個人が特定できるような映像や写真の利用については、十分な配慮をしてください。法的にはプライバシー権や肖像権の侵害ということになりますが、それだけでは拭い去れない危険が潜んでいることを、個人情報との観点からもよく注意していただきたいと思います。

5. 注意すべきこと～まとめにかえて

以上こまごまと解説をしてきましたが、ざっくりとまとめると、SNSでの著作物利用は基本全て許諾が必要である、ということになるでしょう。“仲間”だからといって現実と同じような貸し借りはできない、ということです。だからといって、そういうやりとりを全く行わない、ということではありません。法律(ここでは主に著作権法ですが)一辺倒ではなく、規約や条件などを参照し、よく考えたうえで正しく利用することが大切なのです。

SNSは現実社会で形成されてきたコミュニケーションをヴァーチャルに展開するツールです。一方で法律というのは現実社会のルールとして存在していますから、ヴァーチャルな状況に必ずしも対応できているわけではありません。法律という社会ルールの変更は各方面に多大な影響を及ぼすので、社会情勢に即応することはできません。著作権法は基本法の中でもかなり柔軟・迅速に技術や社会情勢に対応した改正をしていますが、法律の文言だけをみると、先に説明したようにAB間の添付メールはよくて、B→Cの転送は目的外使用で違法というような、トートロジー的解答を導き出してしまいます。

またSNSコミュニティではよく「拡散したほうがみんなのためになる」とか「宣伝になるから問題ないのだ」というような意見を聞きますが、このような考え方で利用は一步踏みとどまっていたきたいと思います。特に「宣伝になる」かは必ずしもプラスではないこともありますし、「宣伝」になるか否かはその権利者が決めることであり利用者が判断することではないからです¹⁵⁾。

大切なことは「法に触れていない」「何ら違法性はない」というお題目ではなく、著作権法を初めとする「法律」の制定趣旨を理解し、その守らんとする精神を理解することではないでしょうか。コミュニ

ティ内のルールも大切ですが、現実の法律にも準拠しなければならないことを改めて理解したうえで、オープンソースやCCのような新しい形の著作物の利用法も視野に入れつつ、適切にSNSなどを利用していただければと思います。

参考文献・注

- 1) IT用語辞典 e-words (<http://e-words.jp/w/SNS.html>), Wikipedia(日本語版・英語版)などを参照
※いずれも2014年2月28日現在
- 2) 著作権法第2条
- 3) 著作権については著作権法第17条
(個々の権利については同第21～28条)
著作者人格権については同第18～20条
- 4) 映画の著作物を除いて固定の要件はありませんから、口頭での発言も著作物になります。
- 5) 送信を可能にした場合も公衆送信に含まれます。
- 6) どの程度の範囲かの明記はありませんが、例えば「社内の同好会とかサークルのように10人程度が一つの趣味なり活動なりを目的として集まっている限定されたごく少数のグループ」等です。但し「グループのメンバー相互間に強い個人的結合関係があることが必要」です。(加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(公社)著作権情報センター)
- 7) 著作者人格権は一身専属ですが、著作権は譲渡できるので、著作者と著作権者が異なる場合があるため、このような記載としました。
- 8) 著作権法第30～50条
- 9) 外国著作物の場合は戦時加算によって保護期間が延長されるので注意が必要です。
- 10) 著作権法第32条
- 11) 著作権法第47条の2
- 12) 代表的なSNSの利用規約は下記参照
Twitter: <https://twitter.com/tos>
Facebook: <https://www.facebook.com/terms.php>
mixi: <http://mixi.jp/rules.pl>
LINE: http://terms.line.me/line_terms/?lang=ja
※海外のサービスのローカライズサービスの場合は、当該本国地の規約も参照してください。
- 13) <http://creativecommons.jp/licenses/>
- 14) <http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>
- 15) もちろん利用者あつての権利者であるので、必ずしも否定するものではありませんが、しかし声高に主張するものではないことを理解してください。